

静岡県災害時人工透析マニュアル

(第 1 . 1 版)

令和 7 年 4 月
静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

目次

はじめに.....	1
第1章 災害時人工透析の関係者.....	1
1 厚生労働省（健康・生活衛生局がん・疾病対策課）.....	1
2 県本部（人工透析患者等支援チーム：県疾病対策課）.....	1
3 方面本部（健康福祉班：保健所）.....	1
4 市町災害対策本部（医療担当部局・防災部局）.....	1
5 公益社団法人日本透析医会.....	1
6 静岡県腎不全研究会.....	2
7 災害時透析拠点施設.....	2
8 キーパーソン.....	2
9 人工透析リエゾン.....	2
10 静岡県腎友会.....	2
11 日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）.....	2
12 ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）.....	2
13 広域災害救急医療情報システム（EMIS）.....	2
14 日本透析医会災害時情報ネットワーク.....	2
第2章 平常時の準備.....	4
1 医療機関の一覧の作成.....	4
2 患者の一覧の作成.....	4
3 ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）のユーザー管理.....	4
4 キーパーソンとの連携体制の構築.....	4
5 定期的な訓練の実施.....	4
6 医薬品等の確保.....	4
7 規制除外車両事前届出.....	4
第3章 災害発生時の対応.....	5
1 被災情報等の共有.....	5
2-1 受入調整等（優先：キーパーソンによるルート）.....	5
2-2 受入調整後の対応（搬送等）（優先：行政によるルート）.....	6
3 ライフラインの要請.....	7
4 必要な医薬品、医療材料等の供給.....	7
第4章 関係者一覧.....	9
1 行政.....	9
2 キーパーソン.....	10

はじめに

災害時の人工透析に係る医療提供体制の確保を図るため、静岡県医療救護計画及び静岡県健康福祉部防災計画のほか、災害時人工透析に係る具体的な体制、対応等を定め、本マニュアルを策定する。

なお、今後、訓練等を通じて、順次必要な修正等を行う。

本マニュアルにおいては、以下のとおり表記する。

名称	マニュアルでの表記
人工透析医療機関	医療機関
人工透析患者	患者

第1章 災害時人工透析の関係者

県組織及び配備体制等は、静岡県災害対策本部運営要領及び静岡県健康福祉部防災計画による。

1 厚生労働省（健康・生活衛生局がん・疾病対策課）

公益社団法人日本透析医会等と連携し、災害人工透析に係る全国的な調整を行う。

2 県本部（人工透析患者等支援チーム：県疾病対策課）

県全域の災害時人工透析については、県健康福祉部 医療救護班 人工透析患者等支援チームにおいて対応する。

3 方面本部（健康福祉班：保健所）

各地域の対応や要請については、各方面本部健康福祉班（保健所）において対応する。必要に応じて搬送手段や方面本部指令班や物資班と連携して対応し、方面本部で対応できない場合は、県本部へ要請する。

なお、東部方面本部における基本的な考え方については、健康福祉部防災計画「東部方面本部管内健康福祉センター情報伝達ルート（基本的な考え方）」と同じである。

4 市町災害対策本部（医療担当部局・防災部局）

市町医療救護計画に基づき、住民への支援の中心的役割を担い、住民への情報提供等を行う。また、市町で対応できない場合は、方面本部健康福祉班（保健所）へ要請する。

5 公益社団法人日本透析医会

各都道府県支部と連携し、広域的に活動する。また、日本透析医会災害時情報ネットワークを運営する。

6 静岡県腎不全研究会

公益社団法人日本透析医会の県組織として活動する。災害時には、県、市町等と連携し、患者の受入調整等を行うため、あらかじめ7～9について指名及び指定を行う。また、日本透析医会災害時情報ネットワークによる医療機関間の情報共有を行う。

7 災害時透析拠点施設

発災後72時間以内の人工透析を集中的に行う施設。

区分	概要
第1種 災害時透析拠点施設	発災直後はクラッシュ症候群に対応し、発災後48時間以降は維持透析にも対応する施設
第2種 災害時透析拠点施設	発災翌日から維持透析に対応する施設

8 キーパーソン

以下の単位で、患者の受入調整等を担う者とする。

全県：「県キーパーソン」

保健所・2次保健医療圏：「圏域キーパーソン」

市町・地域：「市町キーパーソン」

9 人工透析リエゾン

県本部人工透析患者等支援チームとキーパーソン等との連携を円滑にするため、必要に応じて県本部人工透析患者等支援チーム等において連絡調整を行う。

10 静岡県腎友会

県本部人工透析患者等支援チームと連携し、患者への情報提供等を行う。

11 日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）

公益社団法人日本透析医会、一般社団法人日本腎不全看護学会、公益社団法人日本臨床工学技士会及び一般社団法人日本血液浄化技術学会により構成され、透析医療における災害時情報共有と支援活動を実施する。

12 ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）

医療機関の被災情報、人工透析の実施可否、患者状況、搬送手段等の情報収集、閲覧等に利用する。

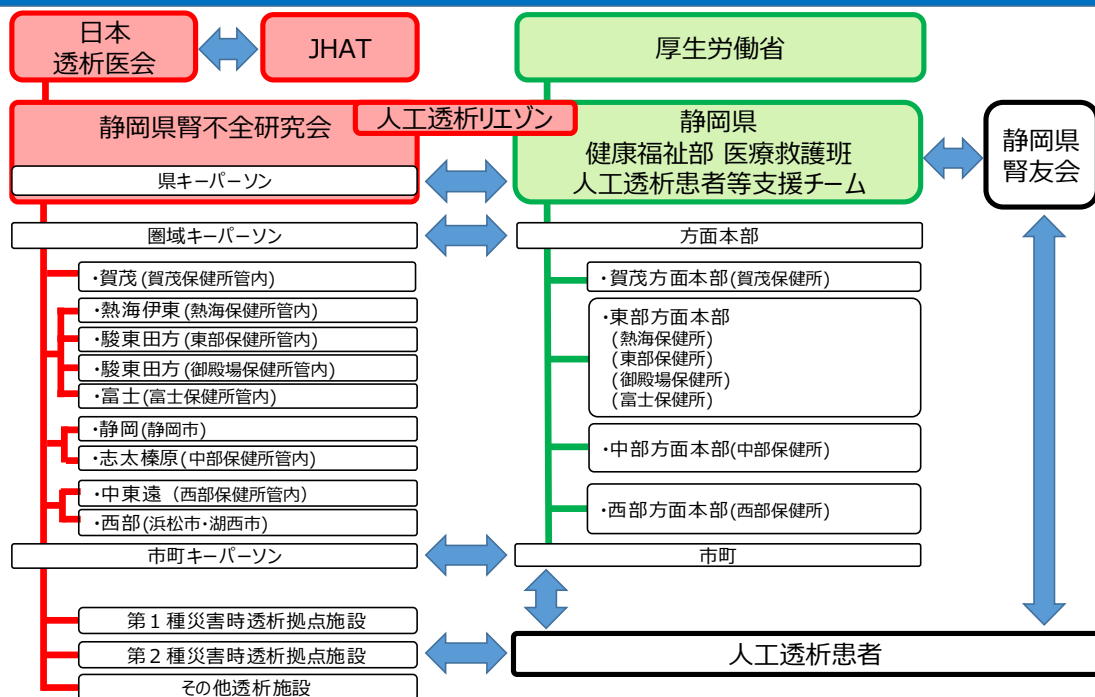
13 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

病院及び有床診療所の被災状況、傷病者状況、ライフライン、資機材、医療チームの活動状況等の情報収集、共有等に利用する。

14 日本透析医会災害時情報ネットワーク

全国的な被災情報、人工透析の実施可否、患者状況、搬送手段、受入要請等の情報収集、閲覧等に利用する。

災害時人工透析の関係者



＜方面本部、2次保健医療圏及び保健所別の市町＞

方面本部	2次保健医療圏	保健所	市町
賀茂	賀茂	賀茂	下田市
			東伊豆町
			河津町
			南伊豆町
			松崎町
			西伊豆町
東部	熱海伊東	熱海	熱海市
	駿東田方	東部	伊東市
			沼津市
			三島市
			裾野市
			伊豆市
			伊豆の国市
			函南町
			清水町
			長泉町
		御殿場	御殿場市
			小山町
	富士	富士	富士宮市
			富士市

方面本部	2次保健医療圏	保健所	市町
中部	静岡	静岡市	静岡市
	志太榛原	中部	島田市
			焼津市
			藤枝市
			牧之原市
			吉田町
西部	中東遠	西部	川根本町
			磐田市
			掛川市
			袋井市
			御前崎市
	西部	浜松市	菊川市
			森町
			湖西市
			浜松市

第2章 平常時の準備

- 1 医療機関の一覧の作成
 - ・県疾病対策課は、保健所及び政令市の協力を得て、医療機関の一覧を作成・更新し、関係者に共有する。
- 2 患者の一覧の作成
 - ・医療機関は、定期的に患者の一覧を作成し、有事の際に必要な情報を提供できる体制を整備する。
- 3 ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）のユーザー管理
 - ・保健所及び政令市は、人工透析を行う医療機関が新たに開設された場合又は廃止した場合、県疾病対策課へ医療機関情報（名称、所在地）を連絡する。
 - ・県疾病対策課は、新規開設の場合、FUJISAN への登録を行い、ユーザ名及びパスワードを医療機関に交付する。廃止の場合には、登録を削除する。
 - ・ユーザ名、パスワードが不明になった場合、医療機関は、県疾病対策課へ照会を行う。
- 4 キーパーソンとの連携体制の構築
 - ・県疾病対策課及び保健所は、キーパーソンを把握し、キーパーソンとの連絡体制を確保する。
 - ・キーパーソンについては、医療機関に共有されるものとする。
- 5 定期的な訓練の実施
 - ・関係者は、FUJISAN の入力や閲覧が行えるよう準備しておく。
 - ・関係者は、訓練を通じて、災害時人工透析に係る情報収集、受入調整等の手順を確認する。
- 6 医薬品等の確保
 - ・医療機関は、発災後3日分程度（地域によっては1週間分程度が望ましい）対応できるよう、医薬品（高カリウム血症治療薬等）や医療材料（ダイアライザー、血液回路、透析液等）を確保する。
- 7 規制除外車両事前届出
 - ・医療機関は、必要な車両について「規制除外車両」の事前届出を管轄警察署に行う（医療機関等が使用する車両や患者等搬送用車両は、「規制除外車両」として、災害時の緊急交通路の通行が認められる。）。

第3章 災害発生時の対応

1 被災情報等の共有

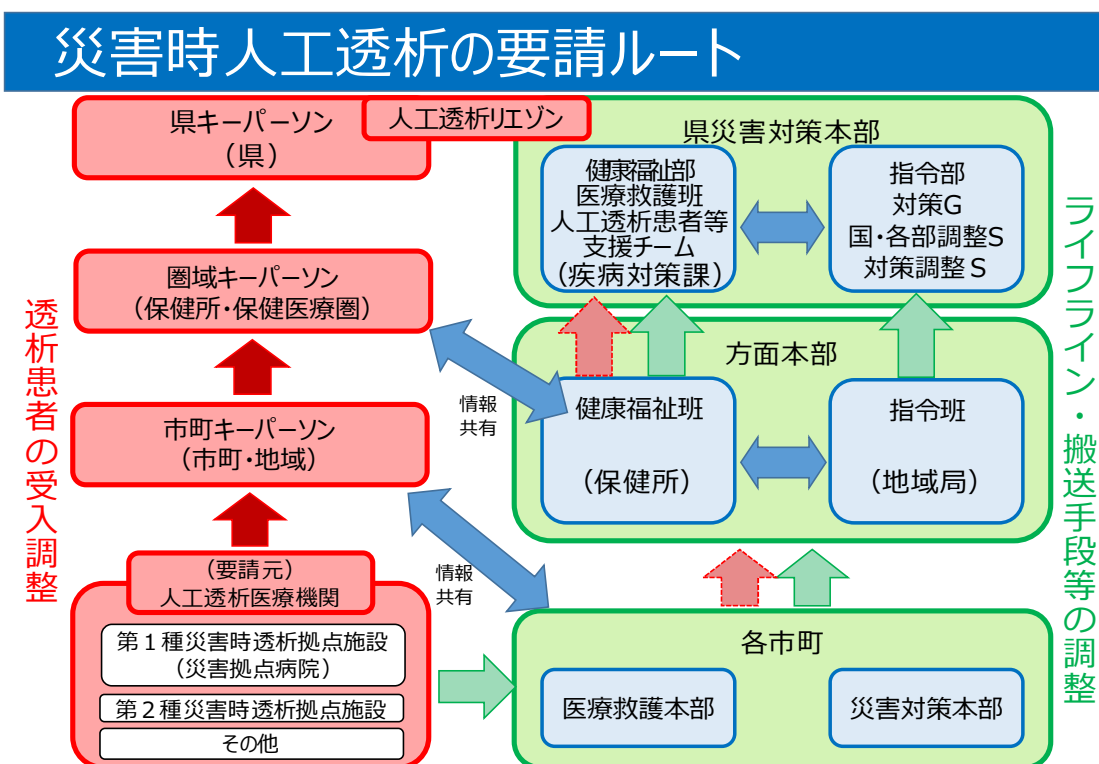
- ・医療機関は、FUJISAN へ自施設の被災情報等を入力する。FUJISAN に入力できない場合、FAX、メール又は電話にて方面本部健康福祉班（保健所）へ報告し、報告を受けた方面本部健康福祉班（保健所）は、FUJISAN に代理入力する。
- ・関係者は、FUJISAN、EMIS 等を通じて、被災情報等を把握する。
- ・随時、日本透析医会災害時情報ネットワークを併用する。
- ・市町や静岡県腎友会は、医療機関の稼働状況等について、住民への情報提供を行う。

2-1 受入調整等（優先：キーパーソンによるルート）

- ・自施設での対応困難な患者が発生した場合、医療機関は、状況を市町（災害拠点病院は方面本部健康福祉班（保健所））へ報告するとともに、市町キーパーソンへ受入調整を要請する。
- ・救護所、避難所等で人工透析を受けられない患者を把握した場合、市町は、市町キーパーソンへ受入調整を要請する。
- ・要請を受けた市町キーパーソンは、市町と情報共有を行うとともに、災害時透析拠点施設を中心に担当地域内の患者の受入調整を行う。
- ・担当地域内での受入調整が困難な場合、市町キーパーソンは、市町へ報告するとともに、圏域キーパーソンへ受入調整を要請する。また、市町は、受入調整の要請について方面本部健康福祉班（保健所）と情報共有する。
- ・圏域キーパーソンは、方面本部健康福祉班（保健所）へ情報共有し、連携して、担当地域内で患者の受入調整を行う。
- ・担当地域内での受入調整が困難な場合、圏域キーパーソンは、方面本部健康福祉班（保健所）へ情報共有するとともに、県キーパーソンへ受入調整を要請する。
- ・方面本部健康福祉班（保健所）は、受入調整の要請について県本部人工透析患者等支援チーム（県疾病対策課）と情報共有する。
- ・県キーパーソンは、人工透析リエゾン、県本部人工透析患者等支援チーム（県疾病対策課）と連携し、広域での受入調整を行う。
- ・県内で受入調整が困難な場合、県キーパーソンは一般社団法人日本透析医会、県本部人工透析患者等支援チーム（県疾病対策課）は厚生労働省又は他の都道府県へそれぞれ受入調整を要請する。
- ・県キーパーソンは、必要に応じて、JHAT の派遣要請を行う。

2-2 受入調整後の対応（搬送等）（優先：行政によるルート）

- ・医療機関は、受入先の決まった患者について、受入先医療機関と連絡・調整を行い、患者は、可能な限り自力で受入先医療機関へ移動する（自助）。患者が自力での移動が困難な場合、医療機関は、患者等搬送用車両等を活用して受入先への搬送を行う。
- ・医療機関においても患者搬送が困難な場合は、市町へ要請する。
- ・市町は、市町災害対策本部等において、患者搬送方法の確保を図る。
- ・患者搬送手段の確保が困難な場合、市町は、方面本部（健康福祉班と指令班で連携）へ要請する。
- ・方面本部は、搬送を要する他の傷病者等も含めた患者の搬送手段について調整を行う。
- ・方面本部において対応が困難な場合、県本部（健康福祉部医療救護班人工透析患者等支援チームと指令部で連携）へ要請する。
- ・県本部は、対応が困難な場合、国、自衛隊等の関係者へ要請する。
- ・ただし、大規模災害等により、県内外へ広域的に大人数の患者を搬送する必要がある場合においては、上記に関わらず、県本部において、国、自衛隊、DMAT 等の関係者と連携し、総合的な搬送手段の確保を図る。



※優先ルートにより対応が行われている場合、他のルートの情報伝達では、情報共有のみで現時点では対応不要である旨を明示すること。

3 ライフラインの要請

健康福祉部防災計画と同様にライフライン等に関する要請は、まず方面本部で対応を検討する。

なお、供給に当たっては、原則として災害時透析拠点施設を優先する。

(1) 水（応急給水）

- ・人工透析に必要な水が不足した場合、医療機関は、市町へ要請する。
- ・医療機関から方面本部健康福祉班（保健所）へ、要請に関する情報の共有があった場合、人工透析の特性を勘案し、市町へ必要な助言等を行う。
- ・市町は、給水車等による応急給水を行う。
- ・市町は、自市町で給水等の対応が困難な場合、公益社団法人日本水道協会静岡県支部へ要請する。

(2) 電気

- ・関係者は、電力会社（東京電力、中部電力）のホームページ等により、供給状況を把握し、必要に応じて、電力会社へ要請等を行う。
- ・自家発電等に必要な燃料が不足した場合、医療機関は、市町へ要請する。
- ・市町は、燃料等の確保を図る。
- ・市町は、自市町で燃料を確保できない場合、方面本部へ要請する。
- ・方面本部物資班は、管内で燃料等の確保を図る。
- ・方面本部物資班は、管内で燃料を確保できない場合、県本部指令部へ要請する。
- ・県本部指令部は、燃料等の確保を図る。

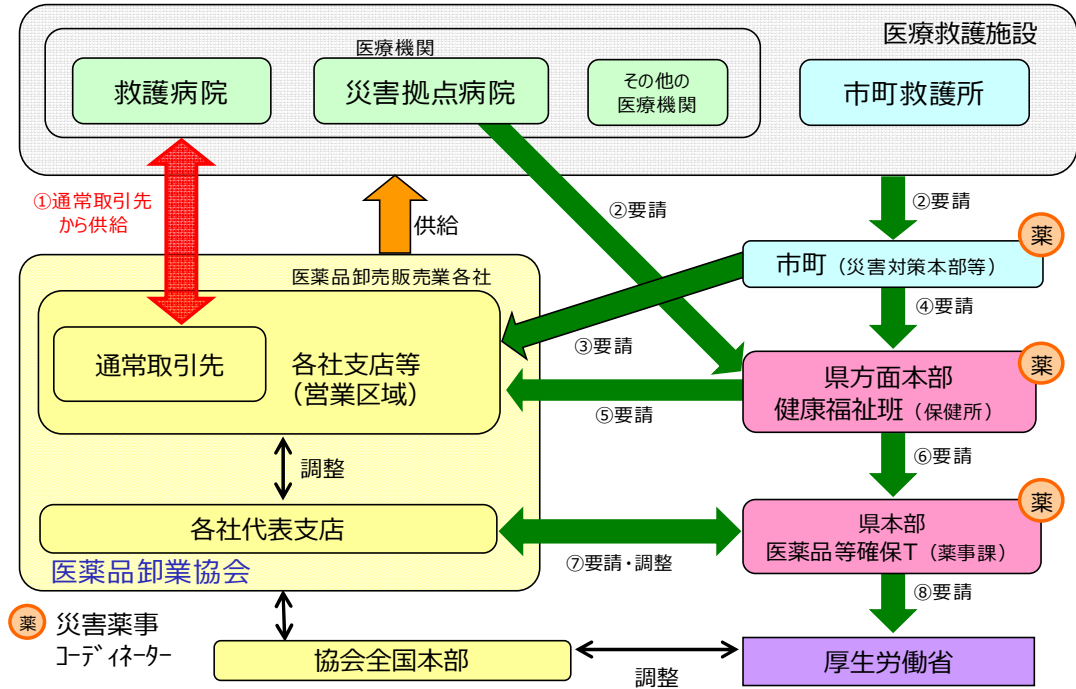
4 医薬品、医療材料等の要請

- ・医療機関は、医薬品、医療材料等の不足が生じた場合、通常取引先に供給を要請する。
- ・医療機関は、通常取引先での確保が困難な場合、市町（災害拠点病院は方面本部）へ要請を行う。
- ・市町は、供給先を営業区域とする支店等又は窓口支店へ要請する。
- ・市町は、確保が困難な場合、FUJISAN 等により方面本部健康福祉班へ要請する。
- ・方面本部健康福祉班は、管内の支店等又は窓口支店へ要請する。
- ・方面本部健康福祉班は、確保が困難な場合、FUJISAN 等により、県本部医薬品等確保チーム（県薬事課）へ要請する。
- ・県本部医薬品等確保チーム（県薬事課）は、各社代表支店と調整を行う。
- ・県内で確保できない場合、県本部医薬品等確保チーム（県薬事課）は、厚生労働省へ要請する。

全県用

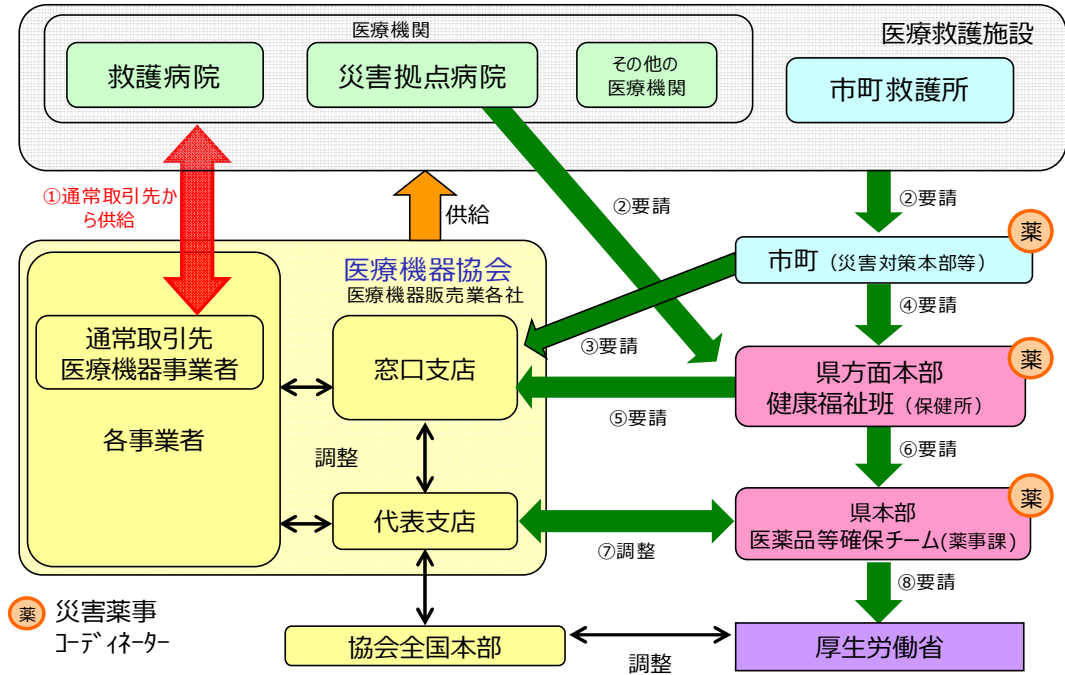
医薬品等要請の流れ

※医療ガス、医療材料等を除く



全県用

医療材料等要請の流れ



第4章 関係者一覧

1 行政

区分	名称	担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
国	厚生労働省	がん・疾病対策課	03-5253-1111 (内線2359)	—	—
県	県本部（人工透析患者等支援チーム）	疾病対策課	054-221-2921	054-251-7188	shippei@pref.shizuoka.lg.jp
県	賀茂方面本部（賀茂保健所）	地域医療課	0558-24-2052	0558-24-2169	kfkamo-kenzou@pref.shizuoka.lg.jp
県	東部方面本部（熱海保健所）	医療健康課	0557-82-9251	0557-82-9131	kfatami-iken@pref.shizuoka.lg.jp
県	東部方面本部（東部保健所）	地域医療課	055-920-2082	054-920-2194	kftoubu-kenzou@pref.shizuoka.lg.jp
県	東部方面本部（御殿場保健所）	医療健康課	0550-82-1224	0550-82-4345	kfgotenba-iken@pref.shizuoka.lg.jp
県	東部方面本部（富士保健所）	医療健康課	0545-65-2206	0545-65-2288	kffuji-iken@pref.shizuoka.lg.jp
県	中部方面本部（中部保健所）	地域医療課	054-644-9273	054-644-4471	kfchuubu-kenzou@pref.shizuoka.lg.jp
県	西部方面本部（西部保健所）	地域医療課	0538-37-2253	0538-37-2224	kfseibu-kenzou@pref.shizuoka.lg.jp
市町	下田市	市民保健課	0558-22-2217	0558-22-3910	shiminhoken@city.shimoda.lg.jp
市町	東伊豆町	健康づくり課	0557-22-2300	0557-22-2302	hoken@town.higashiizu.lg.jp
市町	河津町	健康増進課	0558-34-1937	0558-34-1811	hoken@town.kawazu.lg.jp
市町	南伊豆町	健康増進課	0558-62-6255	0558-62-2493	kenkouz@town.minamiizu.shizuoka.jp
市町	松崎町	健康福祉課	0558-42-3966	0558-42-3184	fukushi@town.matsuzaki.lg.jp
市町	西伊豆町	健康福祉課	0558-52-1116	0558-52-1019	kenkou@town.nishiizu.lg.jp
市町	熱海市	健康づくり課	0557-86-6293	0557-86-6297	kenkozukuri@city.atami.lg.jp
市町	伊東市	健康推進課	0557-32-1632	0557-35-5700	iryou@city.ito.lg.jp
市町	沼津市	健康づくり課	055-951-3480	055-951-5444	kenkou@city.numazu.lg.jp
市町	三島市	健康づくり課	055-973-3700	055-976-8896	kenkou@city.mishima.shizuoka.jp
市町	裾野市	健康推進課	055-992-5711	055-992-5733	kenko@city.susono.shizuoka.jp
市町	伊豆市	健康長寿課	0558-72-9861	0558-72-1196	kenko@city.izu.lg.jp
市町	伊豆の国市	障がい福祉課	0558-76-8007	0558-76-8029	shoufuku@city.izunokuni.lg.jp
市町	函南町	健康づくり課	055-978-7100	055-979-4599	kenkou@town.kannami.lg.jp
市町	清水町	健康づくり課	055-981-8206	055-981-3208	kenkouzoushin@town.shizuoka-shimizu.lg.jp
市町	長泉町	福祉保険課	055-989-5512	055-989-5515	fukushi@town.nagaizumi.lg.jp
市町	御殿場市	救急医療課	0550-83-1111	0550-82-3755	kyukyu@city.gotemba.lg.jp
市町	小山町	健康増進課	0550-76-6668	0550-76-6671	kenkou@fuji-oyama.jp
市町	富士宮市	福祉企画課	0544-22-1457	0544-22-1277	fukushi@city.fujinomiya.lg.jp
市町	富士市	病院総務課	0545-52-1131 (内線2243)	0545-51-7077	ch-soumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
市町	富士市	保健医療課	0545-67-0260	0545-67-0355	ho-iryou@div.city.fuji.shizuoka.jp
市町	静岡市	保健衛生医療課	054-221-1332	054-221-1162	hokeniryo@city.shizuoka.lg.jp
市町	島田市	健康づくり課	0547-34-3282	0547-34-3289	kenkou@city.shimada.lg.jp
市町	焼津市	健康づくり課	054-627-4111	054-627-9960	kenko@city.yaizu.lg.jp
市町	藤枝市	健康推進課	054-645-1111	054-645-2122	hokencenter@city.fujieda.lg.jp
市町	牧之原市	健康推進課	0548-23-0024	0548-24-1005	kenko@city.makinohara.lg.jp
市町	吉田町	健康づくり課	0548-32-7000	0548-32-7462	kenkou@town.yoshida.shizuoka.jp
市町	川根本町	健康福祉課	0547-56-2224	0547-56-1117	kenko-fukushi@town.kawanehon.lg.jp
市町	浜松市	健康医療課	053-453-6178	050-3535-0794	iryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
市町	磐田市	健康増進課	0538-37-2013	0538-35-4586	kenko@city.iwata.lg.jp
市町	掛川市	危機管理課	0537-21-1131	0537-21-1168	kotu-bosai@city.kakegawa.shizuoka.jp
市町	袋井市	健康未来課	0538-84-6127	0538-43-7641	kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp
市町	湖西市	健康増進課	053-576-1114	053-576-1150	kenkou@city.kosai.lg.jp
市町	湖西市	市立湖西病院管理課	053-576-1231	053-576-1119	info@hospital.kosai.shizuoka.jp
市町	御前崎市	健康づくり課	0537-86-8511	0537-86-8518	omaezaki.toseki@maotv.ne.jp
市町	御前崎市	健康づくり課	0537-85-1123	0537-29-8731	kenko@city.omaezaki.shizuoka.jp
市町	菊川市	健康づくり課	0537-37-1112	0537-37-1113	kenkou@city.kikugawa.shizuoka.jp
市町	森町	福祉課	0538-85-1800	0538-86-6301	fukushi@town.shizuoka-mori.lg.jp

(令和7年4月現在)

2 キーパーソン

2次 保健 医療圏	保健所	キーパーソン所属医療機関		
		県	圏域	市町
賀茂	賀茂	浜松医科大学 医学部附属病院 053-435-2111	西伊豆健育会病院 0558-52-2366	西伊豆健育会病院 0558-52-2366 (下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町)
熱海 伊東	熱海		熱海 海の見える病院 0557-48-7404	熱海 海の見える病院 0557-48-7404 (熱海市、伊東市)
駿東 田方	東部		順天堂大学医学部附属 静岡病院 055-948-3111	望星第一クリニック 055-922-0222 (沼津市)
	御殿場		有隣厚生会富士病院 0550-83-3333	順天堂大学医学部附属静岡病院 055-948-3111 (三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、 函南町、清水町、長泉町)
富士	富士		富士市立中央病院 0545-52-1131	富士市立中央病院 0545-52-1131 (富士市)
				富士宮市立病院 0544-27-3151 (富士宮市)
静岡	静岡市		静岡県立総合病院 054-247-6111	しみずバクリニック 054-355-1117 (清水区)
				静岡県立総合病院 054-247-6111 (葵区)
				静岡済生会総合病院 054-285-6171 (駿河区)
志太 榛原	中部		焼津市立総合病院 054-623-3111	島田市立総合医療センター 0547-35-2111 (島田市、川根本町)
				焼津市立総合病院 054-623-3111 (焼津市)
				藤枝市立総合病院 054-646-1111 (藤枝市、牧之原市、吉田町)
中東遠	西部		中東遠総合医療 センター 0537-21-5555	磐田市立総合病院 0538-38-5000 (磐田市)
				中東遠総合医療センター 0537-21-5555 (掛川市、袋井市、森町)
				北島クリニック 0537-35-0789 (菊川市、御前崎市)
西部	浜松市		浜松医療センター	市立湖西病院 053-576-1231 (湖西市)
				浜松医療センター 053-453-7111 (浜松市)

(令和7年4月現在)

改訂履歴

版	時点	内容
第 1 版	令和 7 年 2 月	新規作成
第 1. 1 版	令和 7 年 4 月	関係者連絡先を更新